

児童手当 認定請求書

提出年月日	※受付担当者	※受付確認年月日
令和 . .		令和 . .

（あて先）宇都宮市長

請求者	フリガナ	住所		連絡先										
	氏名													
	請求者職業	ア. 公務員以外 イ. 公務員	1月1日時点の住所（1～5月分は前年、6～12月分は本年）	1. 宇都宮市 ※市区町村名（)	2. 宇都宮市以外※	3. 国外	例：〇〇県〇〇市	個人番号						
	生年月日	昭和・平成 . .	請求者の加入している 公的年金制度の種類	1. 厚生年金保険 2. 私立学校教職員共済 3. 国家公務員共済	4. 地方公務員等共済 5. 日本郵政共済 6. 国民年金	7. 加入していない	左記3又は4に 該当する場合の 勤務先	勤務先 電話番号	- -					
支払希望 金融機関		支店名	支店コード(3ケタ)			普通 預金	口座番号(7ケタ)	口座名義人(カタカナ)						
配偶者の有無	有・無（離婚・未婚・死別）	フリガナ 配偶者 氏名			配偶者 職業	ア. 公務員以外 イ. 公務員	左記イに該当する 場合の勤務先	勤務先 電話番号	- -					
生年月日	昭和・平成 . .	1月1日時点の住所（1～5月分は前年、6～12月分は本年）	1. 宇都宮市 ※市区町村名（)	2. 宇都宮市以外※	3. 国外	例：〇〇県〇〇市	個人番号							
請求者との同居・別居の別		同居 ・ 別居		請求者と別居の場合の住所										

児童の兄弟等 (下記児童 以外の子)	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	監護相当 の有無	生計費負担 の有無	同居・別居 の別	海外留学をしている 場合の出国年月	[注意] 「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、本請求書と併せて「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください。 (児童の兄弟等と児童の合計人数が3人以上の場合に限る。)						※算定対象の場合に○印
		男	平成 . .	有・無	有・無	同・別	令和 年 月							
		女	平成 . .	有・無	有・無	同・別	令和 年 月							

児童 (18歳の年度末を迎えていない子)	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	監護の有無	生計関係	同居・別居 の別	海外留学をしている 場合の出国年月	住所 (別居の場合)	※児童との関係 該当する場合に	※第3子以降の場合に○印 (月額30,000円)	※3歳未満の場合に○印 (月額15,000円)	※左記以外の 場合に○印 (月額10,000円)	※当月月額
		男	平成・令和 . .	有・無	同一・ 維持	同・別	令和 年 月		・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	(月額30,000円)	(月額15,000円)	(月額10,000円)	円
		女	平成・令和 . .	有・無	同一・ 維持	同・別	令和 年 月		・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	(月額30,000円)	(月額15,000円)	(月額10,000円)	円
		男	平成・令和 . .	有・無	同一・ 維持	同・別	令和 年 月		・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	(月額30,000円)	(月額15,000円)	(月額10,000円)	円
		女	平成・令和 . .	有・無	同一・ 維持	同・別	令和 年 月		・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	(月額30,000円)	(月額15,000円)	(月額10,000円)	円
		男	平成・令和 . .	有・無	同一・ 維持	同・別	令和 年 月		・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	(月額30,000円)	(月額15,000円)	(月額10,000円)	円

請求者及び配偶者欄は、請求者及び配偶者本人が下記【誓約・同意事項】に同意したうえでご記入ください。裏面の注意をよく読んでから記入してください。※印の欄は、記入しないでください。字は、楷書（かいじよ）ではっきり書いてください。
 【誓約・同意事項】
 児童手当の支給要件を審査するため、宇都宮市が受給者及び配偶者の必要な所得情報等について、個人番号（マイナンバー）を利用した情報提供ネットワークシステム等により公簿等の確認を行うことや、必要な資料を他の行政機関に求めることに同意します。
 公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。

請求事由	ア. 出生	イの場合		ウの場合（前受給者の情報を記入してください）									
	イ. 転入（右記イを記入）	フリガナ 受給者名	生年月日	昭和 . .	フリガナ 受給者名	生年月日	昭和 . .						
	ウ. 受給者変更（右記ウを記入）	転入日	令和 . .	前市町村名	住所								
	エ. その他（)	転入日	令和 . .	前市町村名	住所								
										消滅届提出の有無 (※公務員の場合は備考に職場名を記入)			有 ・ 無

※宇都宮市使用欄（ここから下は記入しないでください）

不備書類	保険証・口座・市外在住者の個人番号・その他（)	関連制度確認欄	ひとり親家庭またはDV支援策実施の案内	済 ・ 未
令和 年分所得合計額（請求者）	控除後の所得額	請求者の扶養親族の数		配偶者控除
円	円	人		有 ・ 無
令和 年分所得合計額（配偶者）	世帯主	認定年月日		支給開始年月
円	本人 ・ 配偶者 ・ その他	令和 年 月 日	令和 年 月	
認定番号				

備考 ※請求事由（ウ）の受給者変更の理由（)

(裏面)

注意

- 1 請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を右欄に記入してください。
また、請求者が個人であり、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有していた場合は、当該市町村を左欄に記入してください。
- 3 請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 請求者及び配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）並びに先物取引に係る雑所得等の金額、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額、条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の合計額を記入して下さい。
- 5 生年月日、職業、配偶者、請求者の加入している公的年金制度の種類及び所得の状況の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 6 配偶者等のフリガナ、住所、生年月日、職業、個人番号の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。
「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
配偶者等の住所の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を記入してください。また、配偶者等が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に現在の住所と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該市町村を記入してください。
- 7 児童の兄弟等の欄は児童の欄に記載する児童の兄弟等のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。ただし、児童の人数が3人未満の場合、記入の必要はありません
- 8 児童の兄弟等の欄の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 9 児童の兄弟等の欄の「生計費の負担の有無」の欄は、記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。
例えば同居であって子の学費や家賃・食費等の生計費の一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生計費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 10 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合は、児童の兄弟等の欄の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出出した年月）を記入してください。
- 11 児童の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 12 児童が海外に留学している場合は、児童の欄の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出出した年月）を記入してください。
- 13 児童の欄の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 14 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
ア 児童又は児童の兄弟等が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
ク 請求者に配偶者がある場合には、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得の額についての市町村長の証明書
ケ 児童の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
コ 児童の兄弟等の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」
サ 児童の兄弟等の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合に、記載した子が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き4年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類

備考

1. 請求者の個人番号及び配偶者等の個人番号の欄を除き、必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。